

# 税

## を考える週間

庄原税務署  
税務課市民税係  
☎0824-72-11001  
☎0824-73-1146

毎年11月11日～17日が「税を考える週間」なのをご存知ですか。この機会に税について考えてみましょう。

### 税に関する催しを開催

期間中にジョイフル2階インフォメーション広場で「中学生の税の作文・習字」表彰作品の展示および「小学生の税に関する絵はがきコンクール」の応募作品を展示します。

11月12日(土)には、10時30分から「中学生の税の作文・習字」の表彰式、13時から納税貯蓄組合主催の「おりがみ教室」があります。ぜひご来場ください。

### 資産税の個別相談

庄原税務署は、相談日(予約制)を設けて、資産税(相続税・贈与税・譲渡所得)に関するご相談に応じています。そのほかの税に関する一般的なご相談も電話でお受けしていますので、ご利用ください。

### ●11月・12月の相談日

11月25日(金)・12月16日(金)  
10時～15時30分

### 農業収支計算の準備はお早めに

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。

「収支計算」をするためには、収入金額と経費がわかる書類が必要になります。また、領収書を残していない経費は認められないことがありますので、これらの書類をなくさないように整理保存しておくことが必要です。

※市ホームページ上の『農業収支計算ソフト』をダウンロードしてご利用ください。

### 寄付金・義援金を支払った方へ

義援金などを支払った個人の方は、翌年に確定申告すれば所得税等が還付される場合があります。確定申告には義援金などの領収書や受領書が必要になります。

### 地方税法の一部改正により、主に次の2点が改正されました

① 寄付金税額控除の適用下限額が2千円に引き下げられました。(現行5千円)

② 市民税、固定資産税、軽自動車税などの申告をしなかった場合の過料が10万円以下に引き上げられました。(現行3万円以下)

## 安心・安全な毎日のために

庄原警察署  
☎0824-72-0110

### 飲酒運転の根絶を

今年に入り、庄原警察署管内で、飲酒運転による交通事故が4件も発生し、そのうち1件は死亡事故でした。9月末現在、飲酒運転で11件検挙しています。



飲酒運転には厳しい処分が科せられます。

#### ■酒酔い運転

- 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 免許の取り消し(無条件で35点減点、3年間受験資格なし)
- 酒気帯び運転
- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

- 免許の取り消し(違反点数25点、2年間受験資格なし)
- 免許停止(90日、違反点数13点)

※車両の提供者、酒類の提供者、車両の同乗者も同様に厳しい処分が科せられます。

飲酒運転は、運転者本人はもとより、家族や周囲の人の意識が大切です。年末に向けて、飲酒運転を絶対に「しない・させない」ようにしましょう。

### 庄原警察署管内の犯罪発生件数

| (1～9月) |     |
|--------|-----|
| 刑法犯総数  | 128 |
| 凶悪犯    | 3   |
| 窃盗犯    | 93  |
| 器物損壊   | 12  |
| 詐欺など   | 8   |
| 住居侵入   | 4   |
| その他    | 8   |

### 犯罪の発生傾向

庄原警察署管内では、平成14年の犯罪発生件数が280件(1月～9月)だったのに対し、今年(1月～9月)は128件(約45%)に減少しています。しかし、依然として多いのが「窃盗犯」で、全体の72%にも上ります。特にショッピングセンター、ホームセンターでの万引きは20件の届出があり、19人を検挙しています。

また、インターネットオークションなどを利用した詐欺事件も発生しています。購入契約する際には相手方が信用できるかどうかを十分に検討したうえで、購入・契約してください。